

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険(労災保険と雇用保険)は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

労働者(パート及びアルバイトを含む)を1人でも雇用する事業主は、業種や規模の大小にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっております(農林水産の一部の事業は除きます)。

まだ労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、速やかに加入手続をとっていただく必要があります。詳しいことは滋賀労働局、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

お問い合わせ先：滋賀労働局労働保険徴収室(077-522-6520)

大津労働基準監督署(077-522-6644)

彦根労働基準監督署(0749-22-0654)

東近江労働基準監督署(0748-41-3367)

ハローワーク大津(077-522-3773)

ハローワーク高島(0740-32-0047)

ハローワーク長浜(0749-62-2030)

ハローワーク彦根(0749-22-2500)

ハローワーク東近江(0748-22-1020)

ハローワーク甲賀(0748-62-0651)

ハローワーク草津(077-562-3720)

## 【詳細版】

### 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」に向けて年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月間を、「労働保険適用促進強化期間」として、全国的に集中的な広報活動を展開します。

労働保険(労災保険と雇用保険)は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険(労災保険)と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が所掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

加入手続きを怠っていると、労働保険料を遡って徴収されるのみならず、追徴金を徴収されます。

また、事業主が加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収するほかに、労災保険から給付を受けた金額の100%または40%を事業主から徴収することとなりますのでご注意ください。

労働保険の加入手続きをなされていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)で加入手続きを行ってください。

労災保険・雇用保険には、中小企業を対象とした労働保険の事務処理を代行する「労働保険事務組合」制度がありますので、ご活用ください。

**滋賀労働局・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)**